

# 池田市 ひとり親家庭

## 高等職業訓練促進給付金等事業



**就職に有利な資格の取得を応援します！**

「母子家庭の母及び父子家庭の父」が就職を容易にするための資格(あらかじめ定められたもの)を取得するため養成機関を受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した環境で修業できるよう、受講中の一定期間に生活費の一部として訓練促進給付金を、また修了後に修了支援給付金を支給する事業です。

### Q. 対象になるのは、どんな人ですか？

池田市在住で、次の(1)～(4)の要件をすべて満たす「母子家庭の母及び父子家庭の父」が対象となります。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている人、又はそれと同等の所得水準にある人
- (2) 修業年限が6ヶ月以上の養成機関において一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- (3) 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人
- (4) この給付金事業と同様の趣旨の給付金を受けていない人

### Q. どういった資格取得が対象となるのですか？

保育士、介護福祉士、看護師または准看護師、理学療法士など就業に結び付きやすい資格で、6ヶ月以上のカリキュラムの修業が予定されるものが対象となります。

### Q. いつ支給申請をすればいいのですか？また支給額は？

◎**訓練促進給付金**は、養成機関での修業が始まればすぐに手続きを行ってください。支給対象期間は、支給申請をした日の属する月以降で、申請した月の分から支給されます。(対象資格によって支給期間は異なり、上限は4年間です。)

支給額は、市民税非課税世帯の方は月額10万円、課税世帯の方は月額7万500円です(ただし、最終年の12ヶ月間は月4万円ずつの増額となります)。

◎**修了支援給付金**は、訓練促進給付金を受給されていた方が修業を修了した日から30日以内に手続きを行ってください。支給額は、市民税非課税世帯の方は5万円、課税世帯の方は2万5000円です。

※ いずれの給付金についても市民税非課税世帯・課税世帯の判定は、同居の親族も対象になります。

### Q. どこに申請するのですか？

池田市役所 こども未来部 こども政策課が申請・相談窓口です。

**Q. 必要な書類や持参するものは？**

訓練促進給付金は修業中の養成機関の長が発行する在籍証明書、修了支援給付金は養成機関の長が発行する修了証明書が必要です。その他にも状況に応じて添付書類を求める場合があります。

＜状況に応じて必要な添付書類:例＞

児童扶養手当証書の写し、申請者等の戸籍謄本・住民票・課税証明書、養成機関のパンフレット、単位取得証明 等

なお、審査結果は通知書にてお知らせします。

**Q. 訓練促進給付金は毎月どのように支払われるのですか？また、手続きは必要ですか？**

訓練促進給付金は、支給決定の通知後に毎月指定の銀行口座へ支給しますが、**支払いごとに請求書と在籍(学)証明書(在籍する学校に電話での確認ができない場合のみ)**の提出が必要です。また、その他にも状況に応じて報告や資料の提供を求める場合があります。なお、請求書の提出から振り込みされるまでの期間は、**概ね2週間**です。

**Q. 事前相談は必要ですか？**

申請には事前相談が必要です。資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等について把握し、審査する必要がありますので、支給申請を希望する方は必ずこども政策課まで事前相談にお越しください。

**Q. 対象者に該当しなくなった場合の手続きは？**

母子家庭の母及び父子家庭の父でなくなったとき、本市に住所を有しなくなったとき、修業を取りやめたときなど支給要件に該当しなくなった場合や課税状況が変わった場合は、14日以内に受給資格喪失・変更の手続きが必要です。

**Q. 休学した場合は？**

休学等により資格取得の見込みがない場合は支給できません。また、月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合には、当該月については不支給とします。ただし、夏季休暇等年間学習過程に組み込まれている場合は支給します。

**Q. 何度でもこの制度を利用することはできますか？**

この制度は、1人につき1度しか利用できません。

詳しいことについては 池田市 こども政策課  
母子・父子自立支援員まで お問い合わせください。  
電話 072-754-6525(ダイヤルイン)